

宝達志水町宅地復旧支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和6年能登半島地震（これに伴う余震を含む。以下「地震」という。）により被害を受けた被災宅地の復旧により生活の安定を図ることを目的とし、被災宅地の所有者等に対し、予算の範囲内において宝達志水町宅地復旧支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、宝達志水町補助金等交付規則（平成17年宝達志水町規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 地震発生時に住宅の用に供されていた土地をいう。
- (2) 所有者等 地震発生時の宅地の所有者、管理者又は占有者をいう。（管理者又は占有者にあつては、所有者の全部又は一部から工事の施工について承諾を得た者に限る。）
- (3) 復旧工事 宅地被害に対して原形に復旧することを基本とした次に掲げる工事をいう。
 - ア のり面の復旧工事
 - イ 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設設置工事を含む。）
 - ウ 地盤の復旧工事（陥没への対応工事及び地盤に関する排水施設設置工事を含む。）
- (4) 地盤改良工事 住宅建屋（住宅及び住宅に附属する用途に供する建築物。以下同じ。）下の工事をいう。
- (5) 住宅基礎の傾斜修復工事 住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事をいう。

(補助金の交付対象と宅地被害等)

第3条 宅地復旧補助金の交付対象となる宅地被害等は、令和6年能登半島地震に起因するものとする。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、地震に起因する宅地被害等に係る工事で、所有者等が行う第2条第3号、第4号又は第

5号に該当するもの（工事に関する調査及び設計を含む。）とする。

2 対象工事の施工範囲は、地震により被災した箇所及びその復旧のために必要と町長が認める部分とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象工事としない。

(1) 補助金を受けた宅地における工事

(2) 宅地開発などの事業の用に供されている宅地における工事

(3) その他、町長が適当でないと認める事業

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、被災宅地の所有者等が対象工事の施工に要した額（消費税及び地方消費税を含む。以下「対象工事实額」という。）から50万円を控除した額に6分の5を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、958万円を限度とする。

（申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宝達志水町宅地復旧支援補助金交付申請書（様式第1号）に、町長が別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

（決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をし、その旨を宝達志水町宅地復旧支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更、中止又は廃止）

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者は、やむを得ない理由により補助対象事業の内容の変更、中止又は廃止を行おうとするときは、速やかに宝達志水町宅地復旧支援補助金変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）に町長が別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宝達志水町宅地復旧支援補助金変更（中止、廃止）承認通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による通知をする場合において、当初の交付決定の内容又

はこれに付した条件等を変更することができる。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、宝達志水町宅地復旧支援補助金実績報告書(様式第5号)に町長が別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、補助対象事業の完了状況を確認し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、宝達志水町宅地復旧支援補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた申請者は、宝達志水町宅地復旧支援補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公表の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。